公立大学法人島根県立大学中期計画の変更について

公立大学法人島根県立大学は、地方独立行政法人法第26条第1項の規定に基づき、平成20年6月27日付けで中期計画の変更認可申請を行いました。

今後、県知事は、公立大学法人評価委員会の意見を聴き、認可を行うこととなります。

県への申請内容(平成20年6月27日付け)

公立大学法人島根県立大学中期計画 新旧対照表

変 更 後 変 更 前 . 評価制度の構築及び情報公開の推進 . 評価制度の構築及び情報公開の推進 に関する目標を達成するためにとるべき│に関する目標を達成するためにとるべき 措置 措置 (略) (略) 大学を対象とした評価制度 大学を対象とした評価制度 ア 自己点検・評価の実施 ア 自己点検・評価の実施 ・県立大学は平成23年度、短期大学部 ・県立大学は平成21年度、短期大学部 は平成22年度に自己点検・評価を実 は平成22年度に自己点検・評価を実 施する。(No.170) 施する。(No.170) イ 認証評価の実施 イ 認証評価の実施 ・県立大学は平成24年度、短期大学部 ・県立大学は平成22年度、短期大学部 は平成23年度に認証評価機関による は平成23年度に認証評価機関による 評価を実施する。(No.171) 評価を実施する。(No.171) (略) (略)

(変更理由)

学校教育法第69条の3により、大学は、7年以内ごとに認証評価機関による評価を受けることとされており、島根県立大学は、平成17年度に大学基準協会(認証評価機関の1つ)の評価を受けた。また、併せて5年後(平成22年度)に評価を受けることとされた。

平成19年度の法人化にあたり、大学基準協会から、法人化後最初の卒業生を輩出以降である平成24年度に評価を受けるよう指導があったため、認証評価機関による評価及び自己点検・評価の実施時期を変更する必要が生じたものである。

<参考>

学校教育法(抄)

第69条の3

1 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で 定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者(以下「認証評価機関」という。)に よる評価(以下「認証評価」という。)を受けるものとする。

学校教育法施行令(抄)

第40条 法第69条の3第2項(法第70条の10において準用する場合を含む。)の 政令で定める期間は7年以内 … とする。